

3月17日 事務次官等会議

3月18日 閣議

3月24日 公布(予定)

平成17年3月

内閣府

「平成16年における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案」及び「平成12年から平成15年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案」について

局地激甚災害について

災害によっては、全国的な観点からみてさほどの被害でなく全国及び都道府県を単位とする本激の指定基準には該当しないものであっても、ある特定の地域においては甚大な被害を及ぼすものがある。このような場合に、特に甚大な被害を受けた市町村に対し激甚災害法を適用し、その財政的救済を図ることとしたものが局地激甚災害制度である。

なお、局地激甚災害では、地域を限定(市町村単位)して激甚災害の指定を行うこととしている。

平成16年における特定地域に係る激甚災害

()内は平成15年の値

1 本政令で指定される激甚災害数及び該当市町村数

19災害	128市町村(延数)	〔 22災害 119市町村(延数) 〕
	112市町村(実数)	

・災害種別ごとの災害数

豪雨、暴風雨	14災害	地滑り	2災害
風浪	1災害	融雪	2災害

2 適用すべき措置ごとの災害数の内訳

(1) 激甚法第2章(第3条及び第4条)関係(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等)

8災害	53市町村(延数)	〔 13災害 48市町村(延数) 〕
	49市町村(実数)	

(2) 激甚法第5条関係(農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)

14災害	79市町村(延数)	〔 18災害 80市町村(延数) 〕
	74市町村(実数)	

(3) 激甚法第24条関係(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)

19災害	128市町村(延数)	〔 22災害 119市町村(延数) 〕
	112市町村(実数)	

平成12年から平成16年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害

平成15年3月に平成12年から平成14年までの間の三宅村の火山現象による災害を局地激甚災害に指定したが、平成15年においても災害が継続していることから、平成16年3月に災害期間を1年間延長する措置をとった。その後、平成16年においても同様に災害が継続していることから、災害期間をさらに1年間延長することとする。

過去の同様の例として、「平成3年から平成5年までの間の火山噴火による長崎県島原市及び南高来郡深江町の区域に係る災害についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成6年3月2日政令第29号）がある。最終的に平成7年まで災害期間を延長した。

指定基準

今回適用する措置に係る激甚災害指定基準は以下のとおりである。

激甚法 適用条項	適用措置	指 定 基 準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害 復旧事業等に関する 特別の財政援助	<p>当該市町村が負担する 公共施設災害復旧事業 費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入 × 50%</p> <p>(査定事業費が1千万円未満のものを除く。) この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算 した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p>
第5条	農地等の災害復 旧事業等に係る 補助の特別措置	<p>当該市町村が負担する 公共施設災害復旧事業 費等の査定事業額 > 当該市町村の農業所得推 定額 × 10%</p> <p>(災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満で ある場合を除く。</p>
第24条	小災害債に係る 元利償還金の基 準財政需要額へ の算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用 される場合。

適用すべき措置の概要

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第 2 章）
公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等（以下「負担法等」という）の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（71% 86%（全体平均、過去 5 年間の実績））
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第 5 条）
農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（84% 92%（農地、過去 5 年間の実績））
- (3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第 2 4 条）
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

連絡先

内閣府政策統括官（防災担当）付

石井、江口、秋元

03-5253-2111（代）（51205・51210）

03-3501-5408

政令第 号

平成十六年における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法律」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十六年二月十四日から同月十六日までの間の風浪による災害で、鳥取県鳥取市の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第二項及び第四項に規定する措置

平成十六年七月二十九日から八月六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害で、奈良県宇陀郡御杖村、和歌山県東牟婁郡北山村、岡山県阿哲郡神郷町、徳島県那賀郡上那賀町、木沢村及び木頭村並びに三好郡西祖谷山村、愛媛県越智郡上島町及び喜多郡肱川町並びに高知県土佐郡鏡村、高岡郡中土佐町及び大野見村並びに幡多郡大正町、十和村及び西土佐村の区域に係るもの

平成十六年九月四日から同月八日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、北海道奥尻郡奥尻町、利尻郡利尻町及び礼文郡礼文町、広島県安芸郡蒲刈町、山口県大島郡周防大島町、熊毛郡上関町及び阿武郡旭村、愛媛県上浮穴郡久万高原町、高知

県土佐郡大川村及び吾川郡池川町、大分県日田郡前津江村及び上津江村、宮崎県児湯郡西米良村、東臼杵郡西郷村及び諸塚村並びに西臼杵郡五ヶ瀬町並びに鹿児島県鹿児島郡三島村及び十島村の区域に係るもの

平成十六年九月十五日から同月十八日までの間の豪雨による災害で、高知県土佐郡鏡村の区域に係るもの

平成十六年九月二十六日から同月三十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、岩手県九戸郡山形村及び二戸郡浄法寺町、三重県多気郡宮川村、北牟婁郡海山町及び南牟婁郡紀和町、兵庫県美都郡美方町、岡山県英田郡英田町並びに高知県幡多

<p>郡大正町の区域に係るもの</p>	
<p>平成十六年一月十六日の融雪による災害で、兵庫 県養父市の区域に係るもの</p>	<p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに 規定する措置</p>
<p>平成十六年二月二十一日から同月二十三日までの 間の融雪による災害で、富山県婦負郡八尾町及び 山田村、石川県江沼郡山中町及び石川郡吉野谷村 並びに滋賀県高島郡朽木村の区域に係るもの</p>	
<p>平成十六年二月二十二日及び同月二十三日の豪雨 による災害で、福井県足羽郡美山町及び静岡県榛 原郡本川根町の区域に係るもの</p>	
<p>平成十六年五月十五日から同月二十一日までの間 の豪雨による災害で、石川県石川郡尾口村、福井 県丹生郡越前町及び愛媛県越智郡宮窪町の区域に</p>	

係るもの	平成十六年六月六日から同月十二日までの豪雨及び暴風雨による災害で、鹿児島県西之表市の区域に係るもの	平成十六年六月二十二日の地滑りによる災害で、兵庫県養父市の区域に係るもの	平成十六年六月二十四日から同月二十八日までの間の豪雨による災害で、山口県熊毛郡上関町、福岡県糟屋郡宇美町及び八女郡矢部村並びに長崎県西彼杵郡大瀬戸町の区域に係るもの	平成十六年六月二十九日及び同月三十日の豪雨による災害で、岐阜県武儀郡武儀町の区域に係るもの
------	---	--------------------------------------	--	---

平成十六年八月三日の地滑りによる災害で、長野県下伊那郡天龍村の区域に係るもの

平成十六年八月二十一日から同月二十四日までの間の豪雨による災害で、新潟県東蒲原郡三川村の区域に係るもの

平成十六年十月七日から同月十日までの間の暴風雨及び豪雨による災害で、福島県南会津郡檜枝岐村、神奈川県津久井郡藤野町、山梨県大月市及び南巨摩郡身延町、長野県上伊那郡辰野町及び長谷村、下伊那郡阿南町及び天龍村、木曾郡大桑村並びに東筑摩郡本城村並びに静岡県伊豆市及び田方郡戸田村の区域に係るもの

平成十六年四月二十六日から同月二十八日までの

<p>間の豪雨による災害で、次に掲げる市村の区域に係るもの</p> <p>イ 岐阜県揖斐郡坂内村</p> <p>ロ 福井県大野郡和泉村、長野県下伊那郡根羽村、長崎県対馬市及び宮崎県東臼杵郡椎葉村</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成十六年六月十九日から同月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</p> <p>イ 長野県北安曇郡美麻村、徳島県那賀郡木沢村及び高知県高岡郡東津野村</p> <p>ロ 長野県下伊那郡南信濃村、岐阜県本巣市、揖斐郡春日村及び武儀郡板取村、静岡県磐田郡水</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>

<p>窪町、愛知県北設楽郡富山村、三重県多気郡宮川村、兵庫県津名郡津名町、一宮町及び五色町、奈良県吉野郡野迫川村、大塔村、十津川村及び上北山村、和歌山県日高郡中津村、美山村及び龍神村並びに東牟婁郡熊野川町、徳島県勝浦郡上勝町、那賀郡上那賀町並びに美馬郡一宇村及び穴吹町、愛媛県上浮穴郡久万高原町、高知県吾川郡池川町及びいの町並びに高岡郡檮原町及び仁淀村並びに宮崎県児湯郡西米良村並びに東臼杵郡北郷村、北川町及び諸塚村</p> <p>八 長野県北安曇郡八坂村及び上水内郡鬼無里村</p>	<p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p>
<p>平成十六年八月十六日から同月二十一日までの間</p>	

<p>の豪雨及び暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</p> <p>イ 島根県隠岐郡隠岐の島町及び熊本県球磨郡水上村</p> <p>ロ 香川県三豊郡山本町及び大野原町、愛媛県新居浜市、高知県土佐郡土佐町及び吾川郡いの町、長崎県対馬市並びに宮崎県東臼杵郡北浦町及び諸塚村</p> <p>ハ 高知県土佐郡大川村及び宮崎県東臼杵郡南郷村</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p> <p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p>
<p>備考</p> <p>一 この表に掲げる区域は、平成十六年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。</p>	

二 平成十六年七月二十九日から八月六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十号（同年七月二十五日に北緯二十二度二十四分東経百五十度において台風となつた熱帯低気圧で、同年八月二日に北緯三十八度三十六分東経百三十二度十二分において台風でなくなつたものをいう。）及び同年台風第十一号（同月四日に北緯二十九度五十四分東経百三十七度三十六分において台風となつた熱帯低気圧で、同月五日に北緯三十六度三十分東経百三十四度四十二分において台風でなくなつたものをいう。）によるものをいう。

三 平成十六年九月四日から同月八日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十八号（同年八月二十八日に北緯十一度十八分東経百六十五度において台風となつた熱帯低気圧で、同年九月八日に北緯四十三度四十八分東経百三十九度四十二分において温帯低気圧となつたものをいう。）によるものをいう。

四 平成十六年九月二十六日から同月三十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第二十一号（同月二十一日に北緯十二度五十四分東経百四十二度三十六分において台風となつた熱帯低気圧で、同月三十日に北緯三十八度四十二分東経百四十一度六分において温

帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

五 平成十六年六月六日から同月十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第四号（同月七日に北緯十六度十八分東経百十八度三十分において台風となった熱帯低気圧で、同月十一日に北緯三十四度十二分東経百三十四度四十二分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

六 平成十六年十月七日から同月十日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第二十二号（同月四日に北緯十六度三十六分東経百三十四度二十四分において台風となった熱帯低気圧で、同月十日に北緯三十九度三十六分東経百五十度六分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

七 平成十六年六月十九日から同月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第六号（同月十三日に北緯九度十八分東経百三十六度二十四分において台風となった熱帯低気圧で、同月二十二日に北緯四十一度十八分東経百三十九度六分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

八 平成十六年八月十六日から同月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十五号（同月十六日に北緯十八度四十八分東経百三十度四十八分において台風となった熱帯低気圧で、同月二十日に北緯四十二度東経百四十八度において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するための特例の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

平成十六年に発生した豪雨、暴風雨、地滑り等による災害で特定地域に係るものを激甚災害として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置として公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等を指定する等の必要があるからである。

政令第 号

平成十二年から平成十五年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十二年から平成十五年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十五年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成十五年」を「平成十六年」に改める。

第一条の表中「平成十五年」を「平成十六年」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

平成十二年から平成十五年までの間の火山現象による災害で東京都三宅村の区域に係るものについての災害の期間を、平成十二年から平成十六年までの間に改める必要があるからである。

平成十二年から平成十五年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

平成十二年から平成十五年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十五年政令第五十一号）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>激 甚 災 害</p> <p>平成十二年から平成十六年までの間の火山現象による災害で、東京都三宅村の区域に係るもの</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p>	<p>激 甚 災 害</p> <p>平成十二年から平成十五年までの間の火山現象による災害で、東京都三宅村の区域に係るもの</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p>
<p>平成十二年から平成十六年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令</p> <p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>		<p>平成十二年から平成十五年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令</p> <p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	